

京都市告示第 2 1 9号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

令和5年7月3日

京都市長 門川 大作

第16条第1号中「すみ切り」を「隅切り」に改める。

第19条第2号を次のように改め、第3号を加え、第3号から7号までを1号ずつ繰り下げる。

(2) 人又は自転車の通行の用に供するものの幅員については、次の各号に掲げるところによる。

ア 個人住宅の場合は、2メートル以下とする。

イ 共同住宅又は店舗若しくはその他市長が認める施設の場合は、必要最小限で道路管理者が認めた幅とする。

(3) 自動車の通行の用に供するものの幅員については、障害なく出入りするの必要と認められる幅とすること。(隅切り部分を除く。)

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)